

板橋社保協ニュース

板橋社会保障推進協議会

〒173-0011板橋区双葉町36-6

東京土建板橋支部内

☎03(3963)5325

要望は受け止めるが、実施はしない

5月26日（月）午後1時より板橋社会保障推進協議会主催で板橋区との懇談会を、約30名参加の中、行いました。

懇談の前に、新たに「国民健康保険の全加入者に資格確認書の一律交付を求める要望書」を提出しました。（裏面）

山本会長の挨拶のあと、予め提出していた「医療・介護・高齢者福祉施策・生活保護などに関する要望書」に基づいて、管轄課長等より回答があり、参加者から意見・要望を述べました。司会は金崎事務局長。



「医療に関する要望」については、「保険証及び資格確認証の差し押さえは行わない」ことを明言しましたが、「医療機関等の窮状に対する区独自の調査や施策は行わない」、「マイナ保険証の強制をしないよう国に求める要望には応じない」との回答でした。

「生活保護等」に関しては、「国の制度なので要望はするが、区の事業としては実施しない」。3福祉事務所統合後の区の施策については曖昧な回答でした。

「介護」に関して、「介護保険料の引き上げ中止については制度の持続性の確保のためできない」。また、認定期間の短縮、介護報酬引き上げの国・都への要望等についても明確な回答はありませんでした。

「高齢者福祉施策」の要望について、「緊急通報システムの使用料の引き下げ、肺炎球菌・インフルエンザ予防接種料金の無料化は行わないが、補聴器購入費用の助成事業については、住民税均等割のみ世帯は今後の検討課題」との回答でした。

このほか、各種資料提出を要請して懇談は終了しました。

区の回答には満足できるものではありませんでしたが、板橋社保協としては初めての区との懇談で積極的な取り組みでした。これからは当事者が実態をもとにリアルに区に迫る取り組みが必要と感じました。



何でも相談会の開催

5月16日（金）に区立グリーンホールで何でも相談会を開き、3件の相談がありました。

相談は、銀行預金残高調査、生活問題などで、弁護士、区議会議員等が対応しました。相談会前宣伝や会場設営など、準備に携わったみなさんお疲れ様でした。



第9回幹事会のお知らせ

- ・6月19日（木）18時00分～
- ・あ～ちぶらざ4階会議室

2025年度社保協総会

- ・7月26日（土）
- 午後1時30分
- ～4時30分
- ・あ～ちぶらざ5階ホール



社保協のHPは
QRコードから

2025年5月26日

板橋区長 坂本 健 様

板橋区社会保障推進協議会

会長 山本 清志

国民健康保険の全加入者に資格確認書の一律交付を求める要望書

厚労省は4月3日の社会保障審議会医療保険部会で、75歳以上の後期高齢者を対象に、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず資格確認書を2026年7月まで一律交付することを決めました。

これまでは、新たに75歳になった人や転居等で保険証が失効した人のみを対象に2025年7月31日までを期限として資格確認書を一律に交付するとしていました。しかし、後期高齢者のマイナ保険証利用率が相対的に低いことと、後期高齢者の保険証は毎年7月末に一斉に期限を迎えるために、資格確認書の交付を求める申請が自治体の窓口に集中する恐れがあることから、交付対象を拡大して期間も延長したと厚労省は説明しています。

後期高齢者に限らず、国保についても従来の保険証が有効期限を迎える直前に自治体の窓口が混乱することが予想され、すでにご承知の通り、渋谷区と世田谷区がすべての国民健康保険被保険者に資格確認書を送付するとしています。世田谷区の送付の理由には、「制度移行後においても適切に保険診療を受ける機会の確保、また、多くの「資格確認書」の交付申請が予想され、それに伴う被保険者への交付期間により、受診機会を逃す恐れなどを考慮すると「資格確認書」の交付が必要だと考える」としており、特定記録郵便により12万2千世帯に9月中旬に交付予定としています。

国民全体のマイナ保険証利用率は2025年3月時点で27.26%と、依然、低水準です。また、問題は後期高齢者のみに留まるものでもありません。

未だに医療機関の窓口でマイナ保険証に関するトラブルは相当数あり、混乱は続いています。また、地震等の災害時には大規模な電源喪失やシステム障害等により、マイナ保険証ではオンライン資格確認ができなくなる状況も想定されるため、資格確認書は必要と考えます。

よって、板橋区の全ての国民健康保険加入者に資格確認書の一律交付を、強く要望いたします。

以上